

貴社を労務管理リスクから開放します

編集・発行 社会保険労務士 山下事務所 〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2 (毎月1回 10日頃発行) ※この記事はHPでダウンロード出来ます。



所長の山下隆二です。年末は雨模様でしたね。車にワックスをかけたたんの雨。いつものことですが、結構力を入れてのワックスがけでしたので、ちょっとブルーに・・・ 今月お伝えするテーマは、右記の通りです。貴社の労務管理にお役立て下さい。

《今月号の内容》

- ◆改正 育児・介護休業法の施工日 平成22年6月30日に決定
- ◆中小企業緊急雇用安定助成金の要件が緩和されました

改正育児・介護休業法の施行日 平成22年6月30日に決定

改正育児・介護休業法の一部施行日が平成22年6月30日に決まりました。

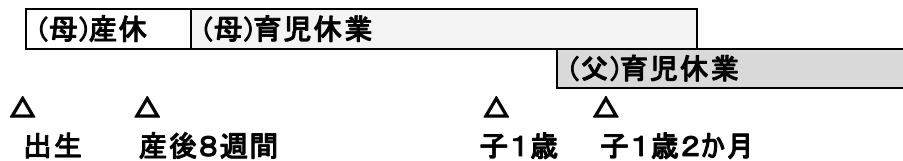
各企業は、いわゆる「**パパ・ママ育休プラス(子が1歳2か月になるまで育児休業を認める制度)**」等を導入することが義務になります。

■ 平成22年6月30日に施行される内容 ■

● **パパ・ママ育休プラス(父母で育児休業を取得する場合の育児休業可能期間の延長)**

共働き世帯で、父母がともに育児休業を取得する場合、原則として子が1歳2か月に達するまでにそれぞれ1年を超えない範囲で休業出来るようにする必要があります(現在は原則として「子が1歳に達するまでの間」です)。

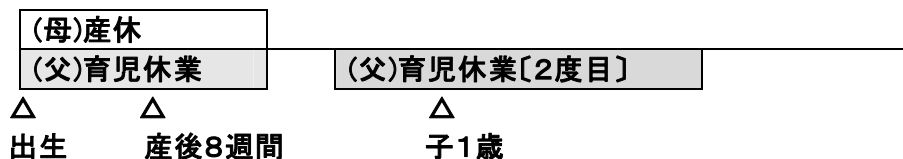
(例)



● **出産後8週間以内における父親の育児休業取得促進**

配偶者の出産後8週間以内に、父親が育児休業を取得した場合には、特例として、理由を問わず、育児休業を再度取得出来るようになります(現在の制度では、一定の理由がある場合に限り、再度の取得が可能です)。

(例)



● **配偶者が専業主婦(夫)である者の適用除外規定の廃止**

現在は、労使協定を結ぶと、専業主婦(夫)を有する人には育児休業を認めないことが許されていますが、6月30日からは育児休業を認めなくてはならなくなります。

● **子の看護休暇の拡充**

請求された場合、子の看護休暇を下記の日数分、与えなくてはならなくなります。

- ・現行 … 小学校に入る前の子がいる場合、子の人数に関わらず一律年5日が限度
- ・改正後 … 小学校に入る前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日が限度

## ●介護のための短期の休暇制度の創設

要介護状態にある家族の通院の付き添い等が必要な人から請求された場合、年5日(対象家族が2人以上であれば年10日)までの介護休暇を与えなくてはなりません。

## ●その他

従来の「勤務時間短縮等の措置」を厳密化し、「短時間勤務制度」、「所定外労働の制限」を義務規定とする等の改正が実施されます(詳細はまだ政府発表されていませんので、決まりましたらお伝えします。但し、100人以下の企業は、「その他」については、当分の間、猶予されます。)

**※かなり重要な法改正になりますので、注意が必要です。対応方法に不安がある場合は、お気軽に弊事務所までお尋ね下さい。**

### ★中小企業緊急雇用安定助成金の要件が緩和されました★

先月の事務所通信で、政府が「現在検討中」とお伝えした改正が、平成21年12月1日より実際に行われました。

## ●出向要件の緩和

◆「助成対象となる出向からの復帰後6ヶ月以上経過しないと再度の出向は助成金の支給対象とならない」という要件がなくなり、6ヶ月経過していない場合も助成されることになりました。

## ●生産要件の緩和

- ◆「(企業の生産量や売上高が)直近3ヶ月または前年同期比で5%以上減少」とされていた「生産量要件」に
  - ◆「(企業の生産量や売上高が)2年前より10%以上減少」という要件が追加されました。
- ※去年の今頃はすでに「リーマンショック後」ですから、そのときよりは立ち直ってきているけれど、未だに厳しさは残っている、という企業を救済するための措置です。

## ■ ■ 中小企業緊急雇用安定助成金とは？ ■ ■

厳しい経済情勢の中でも従業員の雇用維持に努力する中小企業事業主を支援するために、平成20年12月1日に創設された助成金です。

### <主な支給要件>

- ①雇用保険の適用事業主であること
- ②次のいずれかに該当すること
  - イ: 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%以上減少していること(ただし、直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可)。
  - ロ: 売上高又は生産量の最近3ヶ月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること(但し、対象期間の初日が平成21年12月2日～平成22年12月1日までの間に限る)。
- ③休業等を実施する場合は、従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと(平成21年2月6日から当面の期間にあっては、当該事業所における対象被保険者等毎に1時間以上行われる休業(特例短時間休業)についても助成の対象)
- ④出向を実施する場合は、3ヶ月以上1年以内の出向を行うこと  
尚、通常、助成金の対象となった出向の終了日の翌日から6ヶ月を経ずに開始された再度の出向は助成金の対象とならないが、平成21年11月30日～平成22年11月29日までに開始される再度の出向については、6ヶ月経過していない場合も支給の対象とする。

RNEWSに関するお問い合わせは下記まで

## 社会保険労務士 山下事務所

〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2

Phone 092-982-2595 Fax 092-523-1836

E-Mail : [office-srry@sr-yamashita.com](mailto:office-srry@sr-yamashita.com)

ホームページ : <http://sr-yamashita.com>

### 【業務案内】

- |            |            |
|------------|------------|
| ★就業規則の作成変更 | ★401k導入支援  |
| ★人事賃金制度の構築 | ★セミナー／講演   |
| ★管理者研修の実施  | ★各種助成金の申請  |
| ★退職金制度の構築  | ★労働／社会保険手続 |

事務所は不在がちです。ご連絡は、お電話もしくはE-mailでお願い致します。